

高鍋町介護給付費等支給決定基準

高鍋町における障がい福祉サービス等の支給決定基準を次のとおり定める。

1. 基本的な取扱い

この支給決定基準は、介護給付費等の支給決定を公平かつ適正に行うために定めるものとする。取扱いにあたっては、以下のことに留意すること。

- (1) 障害者自立支援法以前よりサービスを利用していた利用者については、本町の施策の継続性の確保等の観点から、従前の支給量をできるだけ保障すること。
- (2) 支給決定基準における最大支給量とは、各サービス支給量の上限を示すものであり、支給量を決定する際には、個々のサービス等利用計画案の内容を踏まえて決定すること。
- (3) 支給決定基準から乖離しているサービスの種類及び支給量を支給決定しようとする場合は、事前に西都児湯障害認定審査会に意見聴取を行うことができる。(乖離とは、加算後最大支給量を超える場合とする)
- (4) 支給決定基準は恒久的なものではなく、法令、通達、支給実績等を勘案し、必要に応じて改正できるものであること。
- (5) サービスの内容において、目的等が同様であるものについての併給は不可とする。
- (6) 同一時間帯における複数サービス利用は不可とする。
- (7) 介護給付のサービスを利用している者が、65 歳に到達し介護給付サービスと同種の介護保険サービスを利用することとなった場合において、当該介護給付サービスは、誕生日が月の初日の場合は当該誕生月の前月まで、誕生日が2日以降の場合は誕生日の属する月まで支給する。また、訓練等給付の支給についても同様とする。

2. 用語の定義

- (1) 障がい者
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第4条第1項に規定する障がい者。
- (2) 障がい児
児童福祉法（昭和22年法律第164号）第4条第2項に規定する障がい児。
- (3) 基準最大支給量
加算要件に該当しない場合に支給できるサービスの最大支給量。
- (4) 加算後最大支給量
加算要件を勘案した場合に支給できるサービスの最大支給量。
- (5) 日中活動系サービス
生活介護、就労移行支援、就労継続支援、自立訓練、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援をいう。

3. サービスとその対象者

サービス名		対象者
介護給付	身体介護	障がい支援区分1以上（障がい児にあってはこれに相当する心身の状態）である障がい者。
	家事援助	以下のいずれにも該当する障がい者。 (1) 障がい支援区分1以上の者。 (2) 単身で生活する者又は同居家族が介護できない状況である者。 (障がい児にあっては原則として支給しない。ただし、本人及び同居家族の心身の状態により、自宅において家族以外での支援が必要な場合は支給できるものとする。)
	通院等介助 （身体介護を伴う）	以下のいずれにも該当する障がい者。（障がい児にあっては、これに相当する心身の状態にある者） (1) 障がい支援区分2以上の者。 (2) 障がい支援区分の認定調査項目のうち、①から⑤までに掲げる状態のいずれか一つ以上に認定されていること。 ① 歩行：「全面的な支援が必要」 ② 移乗：「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」 ③ 移動：「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」 ④ 排尿：「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」 ⑤ 排便：「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」
	通院等介助 （身体介護を伴わない）	以下のいずれにも該当する障がい者。（障がい児にあってはこれに相当する心身の状態にある者） (1) 障がい支援区分1以上の者。 (2) 以下のいずれかに該当する者。 ① 車の乗降に介助を必要とする者。 ② 屋外での移動又は受診手続き等に介助を要する者。
	通院等乗降介助	以下のいずれにも該当する障がい者。（障がい児にあってはこれに相当する心身の状態にある者） (1) 障がい支援区分1以上の者。 (2) 車の乗降に介助を必要とする者。 (3) 乗車前や降車後の移動又は受診手続き等に介助を要する者。
	重度訪問介護	障がい支援区分4以上（病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療病院又は助産所に入院又は入所中の障がい者がコミュニケーション支援等のために利用する場合を含む）であって、以下の(1)又は(2)のいずれかに該当する者。
	居宅介護	

	(1) 以下のいずれにも該当する者。 ① 二肢以上に麻痺等があること。 ② 障がい支援区分の認定調査項目のうち「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「支援が不要」以外と認定されていること。 (2) 障がい支援区分の認定調査項目のうち、行動関連項目等（12項目）の合計点数が10点以上である者。
同行援護	同行援護アセスメント調査票による、調査項目中「視力障がい」「視野障がい」及び「夜盲」のいずれかが1点以上であり、かつ、「移動障がい」の点数が1点以上の者。（障がい児にあってはこれに相当する心身の状態にある者）
行動援護	以下のいずれにも該当する者。（障がい児にあってはこれに相当する心身の状態にある者） (1) 知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者等であって常時介護を要し、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、移動中の介護を必要とする者。 (2) 障がい支援区分3以上であって、障がい支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等（12項目）の合計点数が10点以上である者。
重度障害者等包括支援	障がい支援区分6の者のうち、意思疎通に著しい困難を有する者であって以下の(1)又は(2)のいずれかに該当する障がい者。（障がい児にあってはこれに相当する心身の状態にある者） (1) 重度訪問介護の対象者であって、四肢全てに麻痺があり、寝たきり状態にある障がい者のうち、①又は②のいずれかに該当する者。 ① 人工呼吸器による呼吸管理を行う身体障がい者（Ⅰ類型） ② 最重度知的障がい者（Ⅱ類型） (2) 障がい支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等（12項目）の合計点数が10点以上である者（Ⅲ類型）
療養介護	病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする障がい者として以下のいずれかに該当する障がい者。 (1) 気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者であって、障がい支援区分6の者。 (2) 障がい支援区分5以上の者であって、次の①から④のいずれかに該当する者。 ① 重症心身障がい者又は進行性筋萎縮症患者 ② 医療的ケアの判定スコア（児童福祉法に基づく指定通所

		支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成 24 年厚生労働省告示第 122 号）別表障害児通所給付費等単位数表第 1 の 1 の表の基本スコア及び見守りスコアを合算して算出する点数をいう。以下同じ。）が 16 点以上の者。 ③ 障がい支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等（12 項目）の合計点数が 10 点以上である者であって、医療的ケアの判定スコアが 8 点以上の者。 ④ 遷延性意識障害者であって、医療的ケアの判定スコアが 8 点以上の者。 (3) (1)及び(2)に準ずる者として、機能訓練、療養上の管理、看護及び医学的管理の下における介護その他必要な医療並びに日常生活上の支援を要する障がい者であって、常時介護を要するものであると町が認めた者。 (4) 旧重症心身障害児施設（平成 24 年 4 月の改正前の児童福祉法（以下「旧児童福祉法」という。）第 43 条の 4 に規定する重症心身障害児施設をいう。）に入所した者又は指定医療機関（旧児童福祉法第 7 条第 6 項に規定する指定医療機関をいう。）に入院した者であって、平成 24 年 4 月 1 日以降指定療養介護事業所を利用する(1)及び(2)以外の者
	短期入所	以下のいずれにも該当する障がい者。（障がい児にあつてはこれに相当する心身の状態にある者） (1) 障がい支援区分 1 以上の者 (2) 原則として、単身世帯でない者
	生活介護	以下のいずれかに該当する障がい者。 (1) 障がい支援区分 3（障がい者支援施設に入所する者は 4）以上である者。 (2) 年齢が 50 歳以上の場合は障がい支援区分 2（障がい者支援施設に入所する者は 3）以上である者。 (3) 障がい者支援施設に入所する者であって障がい支援区分 4（50 歳以上の場合は障がい支援区分 3）より低い者のうち、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画案の作成の手続きを経た上で、町が必要と認めた者。
	施設入所支援	以下のいずれかに該当する障がい者。 (1) 生活介護を受けている者であって、障がい支援区分 4（年齢が 50 歳以上の者は障がい支援区分 3）以上の者。 (2) 自立訓練又は就労移行支援を受けている者であって、入所させながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められる者又は地域における障害福祉サービス提供体制

		の状況その他やむを得ない事情により、通所によって訓練等を受けることが困難な者。 (3) 生活介護を受けている者であって障がい支援区分4（50歳以上の場合は障がい支援区分3）より低い者のうち、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画案の作成の手続きを経た上で、町が必要と認めた者。 (4) 就労継続支援B型を受けている者のうち、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画案の作成の手続きを経た上で、町が必要と認めた者。
訓練等給付	自立訓練 (機能訓練)	地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な障がい者。具体的に以下のような例が挙げられる。 (1) 入所施設・病院を退所・退院した者であって、地域生活への移行等を図る上で、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援が必要な者。 (2) 特別支援学校を卒業した者であって、地域生活を営む上で、身体機能の維持・回復などの支援が必要な者等。
	自立訓練 (生活訓練)	地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な障がい者。（視覚障がい者に対する歩行訓練等を生活訓練として実施できる。）具体的には次のような例が挙げられる。 (1) 入所施設・病院を退所・退院した者であって、地域生活への移行等を図る上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な者。 (2) 特別支援学校を卒業した者、継続した通院により症状が安定している者等であって、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な者等。
	宿泊型自立訓練	自立訓練(生活訓練)の対象者のうち、日中、一般就労や障がい福祉サービスを利用している者等であって、地域移行に向けて一定期間、居住の場を提供して帰宅後における生活能力等の維持・向上のための訓練その他の支援が必要な障がい者。
	就労移行支援	以下のいずれかに該当する障がい者。 (1) 就労を希望する者で、単独で就労することが困難であるため、就労に必要な知識及び技術の習得もしくは就労先の紹介その他の支援が必要な65歳未満の者又は65歳以上の者。 (2) あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許又はきゅう師免許を取得することにより、65歳以上の者を含む就労を希望する者。

	(3) 通常の事業所に雇用されている 65 歳未満の者若しくは 65 歳以上の者であって、通常の事業所に新たに雇用された後の労働時間の延長若しくは休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするもの ※ ただし、65 歳以上の者は、65 歳に達する前 5 年間（入院その他やむを得ない事由により障がい福祉サービスに係る支給決定を受けていなかった期間を除く。）引き続き障がい福祉サービスに係る支給決定を受けていたものであって、65 歳に達する前日において就労移行支援に係る支給決定を受けていた者に限る。
就労継続支援 A 型	企業等に就労することが困難な障がい者であって、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な 65 歳未満の者又は 65 歳以上の者。具体的には次のような例が挙げられる。 (1) 就労移行支援事業を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった者。 (2) 特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用には結びつかなかった者。 (3) 企業等を離職した者等就労経験のある者で、現に雇用関係がない者。 (4) 通常の事業所に雇用された後に、労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とする者。 ※ ただし、65 歳以上の者は、65 歳に達する前 5 年間（入院その他やむを得ない事由により障がい福祉サービスに係る支給決定を受けていなかった期間を除く。）引き続き障がい福祉サービスに係る支給決定を受けていたものであって、65 歳に達する前日において就労継続支援 A 型に係る支給決定を受けていた者に限る。
就労継続支援 B 型	就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない障がい者や、一定年齢に達している障がい者等であって、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される者。具体的には次のような例が挙げられる。 (1) 就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者。 (2) 50 歳に達している者又は障害基礎年金 1 級受給者。 (3) (1)及び(2)のいずれにも該当しないものであって、就労移行支援事業者等によるアセスメントにより就労面に係る課題等の把握が行われている本事業の利用希望者。

	(4) 障害者支援施設に入所する者については、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画の作成の手続きを経た上で、町が利用の組み合わせの必要性を認めた者。 (5) 通常の事業所に雇用されている者であって、通常の事業所に新たに雇用された後の労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とする者。
就労定着支援	就労移行支援等を利用した後、通常の事業所に新たに雇用された障害者であって、就労を継続している期間が6月（通常の事業所に雇用された後に労働時間の延長の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とする者として、就労移行支援等を利用した場合は、当該就労移行支援等の終了日の翌日から起算して6月、休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とする者として、就労移行支援等を利用した場合は、復職した日から起算して6月）を経過した障害者
自立生活援助	居宅における自立した日常生活を営む上で、援助が必要と認められる障がい者で、以下のいずれかに該当する者。 (1) 障がい者支援施設、のぞみの園、指定宿泊型自立訓練を行う自立訓練（生活訓練）事業所、児童福祉施設又は療養介護を行う病院に入所していた障がい者。 ※ 児童福祉施設に入所していた18歳以上の者、障がい者支援施設等に入所していた15歳以上の障がい者みなしの者も対象。 (2) 共同生活援助を行う住居又は福祉ホームに入居していた障がい者。 (3) 精神科病院に入院していた精神障がい者。 (4) 救護施設又は更生施設に入所していた障がい者。 (5) 刑事施設（刑務所、少年刑務所、拘置所）、少年院に収容されていた障がい者。 (6) 更生保護施設に入所している障がい者又は自立更生促進センター、就業支援センターもしくは自立準備ホームに宿泊していた障がい者。 (7) 現に地域において一人暮らしをしている障がい者又は同居する家族が障がい、疾病等若しくは当該障がい者の生活環境の大きな変化その他の事情により、当該障がい者に対し、当該家族等による支援が見込めないため実質的に一人暮らしと同等の状況にある障がい者であって、当該障がい者を取り巻く人間関係、生活環境又は心身の状態等の変化により、自

地域生活支援事業		立した地域生活を継続することが困難と認められる者。 (8) 同居する家族に障がい、疾病のない場合であっても、地域移行支援を利用して退院・退所した者、精神科病院の入退院を繰り返している者、強度行動障がいや高次脳機能障がい等の状態にある者等、地域生活を営むための支援を必要としている者。
	共同生活援助	主として夜間において、日常生活上の援助を必要とする障がい者。 ただし、身体障がい者にあつては、以下に留意すること。 (1) 65 歳未満の者又は 65 歳に達する日の前日までに障がい福祉サービスもしくはこれに準ずるものを利用したことがある者に限る。 (2) 在宅の障がい者が、本人の意に反して共同生活援助の利用を勧められることのないよう、徹底を図ること。 (3) 共同生活援助の利用対象者とする身体障がい者の範囲については、施設からの地域移行の推進などの趣旨を踏まえ、65 歳に達した以降に身体障がい者となった者については新規利用の対象としないこと。
	移動支援 (身体介護を伴う)	以下のいずれかに該当する障がい者。 (1) 身体障害者福祉法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 15 号）別表第 5 号の 1 級又は 2 級に該当する者のうち、同号の視覚障害、肢体不自由又は並行機能障害に該当する障害を有する者で、移動時において、常時直接的な介助を必要とする者。 (2) 法第 4 条第 1 項及び同条第 2 項に規定する知的障害者及び精神障害者で、移動時において、常時直接的な介助を必要とする者。 ※ 障がい児にあつては、原則として支給しない。ただし、障がい児本人の精神状況・身体状況により支援が必要であると町が認めた場合は、支給できるものとする。
	移動支援 (身体介護を伴わない)	以下のいずれかに該当する障がい者。 (1) 法第 4 条第 1 項及び同条第 2 項に規定する知的障害者及び精神障害者で、移動時において、何らかの支援を必要とする者。 (2) その他、特に移動時に支援が必要であると町長が認める者。 ※ 障がい児にあつては、原則として支給しない。ただし、障がい児本人の精神状況・身体状況により支援が必要であると町が認めた場合は、支給できるものとする。

	日中一時支援	以下のいずれかに該当する障がい者（児）。 (1) 高鍋町内に居住し、法第4条第1項及び同条第2項に規定する者。 (2) その他町長が特に一時的な見守り等を必要と認める者。
	訪問入浴サービス	以下のいずれにも該当する障がい者（児）。 (1) 介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第3項に規定する要介護者でない者。 (2) 高鍋町ねたきり老人等介護手当支給条例（平成5年条例第2号）第2条第2項に規定する者で介護手当の支給認定を受けている重度心身障害者（児）。 (3) 常時臥床又はこれに準ずる状態で家族だけでは入浴させることが困難であり、かつ、居宅介護等の他のサービスを利用しても入浴が困難な者。 (4) 入浴可能な健康状態にある者。
	福祉ホーム	家庭環境及び住居事情等の理由により、居宅において生活することが困難な者で、以下のいずれかに該当する障がい者。 (1) 福祉ホーム入居前に高鍋町に住所を有していた者で、法第4条第1項に規定する者。 (2) その他町長が特に福祉ホーム事業の利用を必要と認める者。
地域相談支援	地域移行支援	地域生活への移行のための支援が必要と認められる者で、以下のいずれかに該当する障がい者。 (1) 障がい者支援施設、のぞみの園、児童福祉施設又は療養介護を行う病院に入所している者。 ※ 児童福祉施設に入所していた18歳以上の者、障がい者支援施設等に入所していた15歳以上の障がい者みなしの者も対象。 (2) 精神科病院に入院している精神障がい者。 (3) 救護施設又は更生施設に入所している者。 (4) 刑事施設（刑務所、少年刑務所、拘置所）、少年院に収容されている者。（特別調整対象者のうち、指定一般相談支援事業者による効果的な支援が期待される障がい者。） (5) 更生保護施設に入所している者又は自立更生促進センター、就業支援センター若しくは自立準備ホームに宿泊している者。
	地域定着支援	常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他支援が必要と認められる者で、以下のいずれかに該当する障がい者 (1) 居宅において単身であるため緊急時の支援が見込めない状況にある者。

		(2) 居宅において家族と同居している者であっても、当該家族等が障がい、疾病等のため、当人に対し、当該家族等による緊急時の支援が見込めない状況にある者。 (3) 居宅において家族と同居している障害者で、同居する家族に障害、疾病のない場合であっても、地域移行支援を利用して退院・退所した者、精神科病院の入退院を繰り返している者、強度行動障害や高次脳機能障害等の状態にある者等、地域生活を営むため緊急時に手厚い支援を必要としている者。 ※ 共同生活援助、宿泊型自立訓練の入居者に係る常時の連絡体制の整備、緊急時の支援等については、通常、当該事業所の世話人等が対応することとなるため、対象外。 ※ 上記(1)又は(2)の者のうち医療観察法の対象となる者に係る支援に当たっては保護観察所と連携すること。
障がい児通所支援	児童発達支援	療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる主に未就学の障がい児。具体的には次のような例が考えられる。 (1) 市町村等が行う乳幼児健診等で療育の必要性があると認められた児童。 (2) 保育所や幼稚園に在籍しているが、併せて、指定児童発達支援事業所において、専門的な支援を受ける必要があると認められた児童。
	放課後等デイサービス	学校教育法第1条に規定している学校（幼稚園及び大学を除く）に就学している障害児で、授業の終了後又は休業日等に支援が必要と認められた者。具体的には次のような例が考えられる。 (1) 身体障害者手帳、療育手帳や精神障害者保健福祉手帳の所持者、自立支援医療の受給者又は難病患者。 (2) 医師の診断書、医師からの意見書が提出された児童。 (3) 児童発達支援から継続受給している児童。
	居宅訪問型児童発達支援	重度の障害の状態その他これに準ずる状態にあり、児童発達支援又は放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難であると認められた障がい児。 ※ 重度の障害の状態その他これに準ずる状態とは次に掲げるものをいう。 (1) 人工呼吸器を装着している状態その他日常生活を営むために医療を要する場合。 (2) 重い疾病のために感染症にかかるおそれがある場合。

保育所等訪問支援	児童発達支援又は放課後等デイサービスの対象者要件を満たす障がい児のうち、集団生活を営む施設に通う児童又は集団生活を営む施設に入所する児童であり、かつ当該施設において、専門的な支援が必要と認められる児童。 集団生活を営む施設とは保育所、幼稚園、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）、特別支援学校、認定こども園、乳児院、児童養護施設その他児童が集団生活を営む施設として、町が認めた施設とする。
----------	--

4. サービスの支給量

以下に示すのは、各サービスを単独で利用した場合の支給量となる。異なるサービスを組み合わせて利用する場合はこの限りではなく、別途町による判断を要する。

■ 障害福祉サービス

(1) 居宅介護(身体介護・家事援助・通院等介助)

① 基準最大支給量

以下の表のとおりとする。

サービス種類		区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6	児童
身体介護	通院等介助 あり	16	18	23	35	52	71	33
	通院等介助 なし	8	10	15	27	44	63	25
家事援助	通院等介助 あり	33	37	47	73	106	146	67
	通院等介助 なし	16	20	30	56	90	129	51
通院等介助	身体介護を 伴う	33	37	47	73	106	146	67
	身体介護を 伴わない	16	18	23	35	52	71	33

(単位：時間／月)

② 加算後最大支給量

以下の表のとおりとする。

サービス種類		区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6	児童
身体介護	通院等介助 あり	24	27	35	53	78	107	50
	通院等介助 なし	12	15	23	41	66	95	38
家事援助	通院等介助 あり	50	56	71	110	159	219	101
	通院等介助 なし	24	30	45	84	135	194	77
通院等介 助	身体介護を 伴う	50	56	71	110	159	219	101
	身体介護を 伴わない	24	27	35	53	78	107	50

(単位：時間／月)

③ 加算要件

以下のいずれか 2 つに該当する者

- (ア) 重度訪問介護支給対象者と同等の身体状況である者。
- (イ) 単身世帯又は同居家族が介護できない状況である者。
- (ウ) 医師の指示により基準以上の支援が必要な者。(医師の診断書が必要。)
- (エ) 住宅の状況により 1 回の介護に 1.5 時間以上の時間がかかる者。

(2) 居宅介護(通院等乗降介助)

- ① 基準最大支給量 10 回/月
- ② 加算後最大支給量 通院に必要な回数/月
- ③ 加算要件

医師の指示により 10 回/月以上の通院が必要な者。(医師の診断書が必要。)

(3) 重度訪問介護

- ① 基準最大支給量 10 時間×31 回/月
(うち外出時の移動加算可能時間 4 時間×31 回/月)
- ② 加算後最大支給量 介護に必要な時間数/月
(うち外出時の移動加算可能時間 4 時間×31 回/月)
- ③ 加算要件

以下のいずれにも該当する者

- ア 障がい支援区分 5 以上である者
- イ 単身世帯又は同居家族が介護できない状況である者

(4) 同行援護

① 基準最大支給量 50 時間/月

② 加算後最大支給量 65 時間/月

(障がい児にあっては、生活に必要な外出以外は支給しない。生活に必要な外出とは、通院や冠婚葬祭等での外出とする)

③ 加算要件

申請者から基準最大支給量を超えて利用が必要と申し出があり、町が必要と認めた場合。

(5) 行動援護

① 基準最大支給量 50 時間/月

② 加算後最大支給量 65 時間/月

(障がい児にあっては、生活に必要な外出以外は支給しない。生活に必要な外出とは、通院や冠婚葬祭等での外出とする)

③ 加算要件

申請者から基準最大支給量を超えて利用が必要と申し出があり、町が必要と認めた場合。

(6) 重度障がい者等包括支援

① 基準最大支給量 96,480 単位/月

② 加算後最大支給量 144,720 単位/月

③ 加算要件

申請者から基準最大支給量を超えて利用が必要と申し出があり、町が必要と認めた場合。

(7) 療養介護

基準最大支給量 31 日/月

(8) 短期入所

① 基準最大支給量 8 日/月

② 加算後最大支給量 30 日/月

※ 利用は年間 180 日以内かつ連続 30 日を超えないこと。

③ 加算要件

以下のいずれかに該当する場合

(ア) 主介護者が入院又は自宅安静、長期療養する場合。(医師の診断書が必要。)

(イ) 家族に急病等が発生し、介護を行う介護者がいない場合。(医師の診断書が必要な場合あり。)

(ウ) 主介護者の心身状況等を勘案した際に、8 日以上の支給量が必要と認められる場合。(医師の診断書等が必要な場合あり。)

(9) 生活介護

① 基準最大支給量 当該月の日数－8日

② 加算後最大支給量 当該月の日数

③ 加算要件

申請者から基準最大支給量を超えて利用が必要と申し出があり、町が必要と認めた場合。

(10) 施設入所支援

基準最大支給量 当該月の日数

(11) 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

基準最大支給量 当該月の日数－8日

(12) 宿泊型自立訓練

基準最大支給量 当該月の日数

(13) 就労移行支援・就労継続支援（A型・B型）

基準最大支給量 当該月の日数－8日/月

(14) 就労定着支援

基準最大支給量 当該月の日数

(15) 自立生活援助

基準最大支給量 当該月の日数

(16) 共同生活援助（グループホーム）

基準最大支給量 当該月の日数

■ 地域生活支援事業

(1) 移動支援・日中一時支援事業

① 基準最大支給量・加算後最大支給量

サービス種類		身体障がい者(児)			知的障がい者(児)			精神障がい者(児)				手帳の 無い障 がい児
		以下 3級	2級	1級	B 2	B 1	A	無し 手帳	3級	2級	1級	
移動支援 (身体介助 あり)	基準	—	20	50	—	—	40	—	—	—	40	—
	加算後	—	35	65	—	—	55	—	—	—	55	—
移動支援 (身体介助 なし)	基準	—	—	—	15	25	40	10	15	30	40	—
	加算後	—	—	—	20	30	55	15	20	45	55	—
日中一時支援	基準	90	120	176	90	120	176	50	90	120	176	50
	加算後	140	176	176	140	176	176	100	140	176	176	100

(単位：時間／月)

② 加算要件

申請者から基準最大支給量を超えて利用が必要と申し出があり、町が必要と認めた場合。

(2) 訪問入浴サービス

基準最大支給量 2回/週

(3) 福祉ホーム

基準最大支給量 当該月の日数

■ 地域相談支援

● 地域移行支援・地域定着支援

基準最大支給量 当該月の日数

■ 児童通所支援

(1) 児童発達支援

- ① 基準最大支給量 23 日/月
- ② 加算後最大支給量 31 日/月
- ③ 加算要件

申請者から基準最大支給量を超えて利用が必要と申し出があり、町が必要と認めた場合。

(2) 放課後等デイサービス

- ① 基準最大支給量 23 日/月
- ② 加算後最大支給量 31 日/月
- ③ 加算要件

申請者から基準最大支給量を超えて利用が必要と申し出があり、町が必要と認めた場合。

(3) 居宅訪問型児童発達支援

- ① 基準最大支給量 23 日/月
- ② 加算後最大支給量 31 日/月
- ③ 加算要件

申請者から基準最大支給量を超えて利用が必要と申し出があり、町が必要と認めた場合。

(4) 保育所等訪問支援

- ① 基準最大支給量 10 日/月
- ② 加算後最大支給量 31 日/月
- ③ 加算要件

申請者から基準最大支給量を超えて利用が必要と申し出があり、町が必要と認めた場合。

5. 留意事項

(1) 有効期間について

■ 基本的な考え方

- ① 複数のサービスを併給する場合は、それぞれに有効期間を設定する。ただし、利用者申請に係る負担軽減の観点から、必要に応じて有効期間終期を揃えるものとする。
- ② 複数のサービスを併給する場合の計画相談支援給付費の支給期間の有効期間は、長い方のサービス有効期間と同一期間とする。

- ③ 地域生活支援事業サービスを併給する場合は、障がい福祉サービス及び障がい児通所支援の有効期間終期と地域生活支援事業サービスの有効期間終期を同一とする。ただし、いずれの場合も地域生活支援事業のサービスの有効期間が1年を超えないものとする。
- ④ 支給決定の有効期間が最長3年間の場合であっても、当該期間内に障がい支援区分の有効期間や標準利用期間の終期を含む場合は、その終期に支給決定の有効期間の終期を合わせる。
- ⑤ 利用者負担上限月額適用期間は最長1年間とする。

(2) 標準利用期間について

障がい福祉サービスのうち、自立訓練（機能訓練、生活訓練、宿泊型自立訓練）、就労移行支援、就労定着支援、自立生活援助については、サービスの長期化を回避するため、標準利用期間を設定するとともに、当初支給決定期間は1年間までとしている。この1年間の利用期間では十分な成果が得られず、かつ、引き続きサービスを提供することによる改善効果が具体的に見込まれる場合には、標準利用期間の範囲内で、1年ごとに支給決定期間を更新することができる。

サービス名	標準利用期間
自立訓練（機能訓練）	1年6月（頸椎損傷による四肢の麻痺、その他これに類する状態にある場合は、3年。）
自立訓練（生活訓練・宿泊型自立訓練）	2年（長期入院（概ね1年）していた、又はこれに類する事由のある障がい者にあつては、3年。）
就労移行支援	2年（あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の資格取得を目的とする養成施設を利用する場合は3年又は5年。）
就労定着支援	3年（就業開始から6月経過後、同3年6月経過後までの期間）
自立生活援助	1年

① 標準利用期間の更新の取扱い

標準利用期間を超えて、さらにサービスの利用が必要な場合については、西都児湯障害認定審査会の個別審査を経て、必要性が認められた場合に限り、最大1年間の更新が可能である（原則1回。ただし、自立生活援助については、同審査を経て、必要性が認められた場合は回数の制限なく更新が可能。）が、就労定着支援については3年間の標準利用期間を超えて更新することはできない。

さらに、自立訓練（宿泊型自立訓練を除く。）において、複数の障がい者を有する障がい者が、それぞれの障がい特性に応じた異なるプログラムによる支援を受けることによる効果改善が具体的に見込まれる場合であつて、かつ、西都児湯障害認定審査会の個別審査を経て必要性が認められた場合には、当該最大1年間の更新に加え、さらに最大1年間（1回）の更新を可能とする。

なお、更新にあつては以下に示す内容等から、その必要性を判断する。

サービス名	判断内容
自立訓練（機能訓練）	リハビリや各種療法を実施しており、さらに継続する必要があること。地域・在宅生活に向けて、具体的な調整や支援が必要であること。
自立訓練（生活訓練・宿泊型自立訓練）	地域・在宅生活に向けて、具体的な社会生活上のスキルを学ぶ必要があること。 加えて、具体的な生活能力の維持・向上のための訓練その他の支援が必要であること、もしくは現在訓練中でさらに継続が認められること。
就労移行支援	更新時点で、一般就労への具体的な見通しがあること。（採用が内定している、現在、職場実習中である、今後具体的な職場実習の予定があるなど）
自立生活援助	単身等での生活を維持するため、さらに継続して具体的な調整や支援が必要であること。

② 自立訓練（機能訓練、生活訓練、宿泊型自立訓練）及び就労移行支援の標準利用期間の再設定について

自立訓練（機能訓練、生活訓練、宿泊型自立訓練）及び就労移行支援については、生涯における利用期間を通算するものではなく、過去にサービスを利用した者であっても、以下のいずれかに該当する場合は標準利用期間の再設定を行うことができるものとする。

- (ア) 前回支給決定の有効期間終了から1年以上経過している場合。
- (イ) 前回支給決定の有効期間終了以降、対象者の生活環境や障がい状況の変化等があり、再度の支給決定によってサービスの目的とする成果が十分に見込まれる場合。
- (ウ) 就労移行支援にあつては、利用後、一度一般就労をした場合。

(3) 介護保険給付との適用関係について

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について」（平成19年3月28日障企発第0328002号、障障発第0328002号）に基づいて判断する。

① 基本的な考え

介護保険サービスにより必要な支援を受けることが可能と判断される場合には、基本的には介護給付費等を支給することはできないが、以下のとおり、当該サービスの利用について介護保険法の規定による保険給付が受けられない場合には、その限りにおいて、介護給付費等を支給することが可能である。

- (ア) サービス内容や機能から、介護保険サービスには相当するものがない障害福祉サービス固有のものと認められるもの（同行援護、行動援護、自立訓練（生

活訓練)、就労移行支援、就労継続支援等)については、当該障害福祉サービスに係る介護給付費等を支給する。

- (イ) 利用可能な介護保険サービスに係る事業所又は施設が身近にない、あっても利用定員に空きがないなど、当該障害者が実際に申請に係る障害福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用することが困難と町が認める場合。(当該事情が解消するまでの間に限る。)

② 介護保険サービスへの障害福祉サービス上乗せ支給

障害福祉サービスに相当する介護保険サービスに係る保険給付の居宅介護サービス費等区分支給限度基準額の制約から、介護保険のケアプラン上において介護保険サービスのみによって確保することができないものと認められる場合、以下の全てを満たす者について障害福祉サービスを上乗せ支給することができる。

- (ア) 全身性障がい者(身体障害者手帳における肢体不自由1級かつ両上下肢の障害等級がそれぞれ1級又は2級相当又はそれらと同等の状態にある者)
- (イ) 介護保険の認定区分が要介護5である者。
- (ウ) ケアマネージャーの作成するケアプラン上、障害福祉サービスの利用が必要と認められた者。

③ その他の取扱い

介護保険サービスにより障害福祉サービスと同等の支援を受けることが可能な者であっても、以下に示すような場合には障害福祉サービスの利用を認めるものとする。

- (ア) 障害福祉サービスを利用していた者が介護保険サービスへ移行することで、利用者が転居、入所施設の変更等の大きな負担を必要とされる場合。
- (イ) 精神疾患、知的障がい、視覚障がい等による障がいの特性又は内部障がいによる通院等介助等の固有のニーズにより、障害福祉サービスの利用が適当と町が認めた場合。

6. その他

(1) サービスの併給について

ニーズが多様であること、サービス報酬が日額化され報酬の重複を防ぐことができることから、報酬が重複しない利用体系であれば、原則として併給できない障がい福祉サービス等の特定はしないものとする。ただし、日中活動系サービスについては、対象者の状況に応じて目標・計画を策定していることから、サービス等利用計画案等において併給の必要性が位置づけられており、かつ町が特に必要と認めた場合以外は、併給しないこととする。

(2) 支給の特例について

支給について、町が特に必要と認めた場合(当該障がい者(児)に生命の危機が及

ぶ場合等の特別な場合に限る)は、支給決定基準にかかわらず支給決定することができる。

(3) その他

その他、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この基準は、令和6年11月1日から施行する。